

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準（案）について

平成 26 年 6 月
教育総務部 教育財務課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向けた事業の設備及び運営に関する基準の整備の 1 つとして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の策定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「(仮称) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」として制定の予定です。

※ 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、川越市では「学童保育」として実施しています。

2 内容

条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるべきもの（従うべき基準）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（参酌すべき基準）が規定されています。

定義

類型	類型の説明
従うべき基準	<u>国が定めた基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

市では、厚生労働省令で定められた基準について、市独自の基準が必要であるかを検討しました。

その検討の結果、厚生労働省令で定められた基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準（案）においては、児童の集団の規模に係る規定を除き、厚生労働省令に定める基準と同様の内容となっています。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成28年4月1日までの間において政令で定める日）

4 その他

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、内容により規則において規定する場合があります。